



## 令和3年度 統一テーマ

# 「消費」で築く新しい日常

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、生活用品の買い占めなどが発生し、心理的に不安定な消費者に付け込む悪質商法などによる新たな消費者被害が発生しています。

「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、消費者一人ひとりが「新しい日常」において、社会全体を考えた適切な消費行動をとりましょう。

販売目的を隠して  
電話・訪問する事業  
者もいます。  
注意しましょう！

お  
知  
ら  
せ

### 消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

### 令和2年度 市に寄せられた相談（上位5位）

1位	不当架空請求・迷惑メール	20件
2位	通信契約（インターネット、光回線）	15件
3位	健康食品（定期購入、催眠商法、配置薬）	11件
4位	多重債務	10件
5位	損害保険（火災保険金申請サポートなど）	6件

## 「新しい日常」でこんなトラブルにご注意ください！

### 行政機関などの“なりすまし”のトラブル

- コロナ関連の給付金の受け取りに必要として金銭を支払わせる、給付金詐欺
- 実在する金融機関・企業をかたり、個人情報などを入手しようとする、フィッシング詐欺

**助言** 記載の連絡先には連絡せず、公式ホームページ、公式アプリで確認しましょう。

### 「誰でも簡単にもうかる」という副業のトラブル

「簡単な作業で1日10万円稼げる」と言われ申込金50万円を支払ったが、もうからない。

**助言** うまい話は疑ってかかり、安易に契約はしないようにしましょう。

### 新型コロナウイルス感染症予防の効果・効能をうたった契約トラブル

予防効果があるとうたった高額な健康食品・健康器具を購入したが、効果がなかった。

**助言** 客観性・合理性が確認できない商品が多いため、広告をうのみにせず、購入前に公的機関などの情報を確認しましょう。

悪質商法の手口と  
対処法を紹介する  
無料講座を行って  
います！

## ★トラブルに遭ってしまったら…早めにご相談ください！

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者とともに考え、解決に向けてお手伝いします。製品事故の情報や多重債務相談も受け付けています。  
個人情報を外部に漏らすことはありません。相談は**無料**です。

こま 困ったこと（けいやく・せいひんのトラブル）を、むりょうで相談できます。

ベトナム語



多  
久  
市  
に  
住  
む  
外  
国  
籍  
の  
人  
へ

Bạn có thể tham khảo ý kiến của chúng tôi về bất kỳ vấn đề nào (hợp đồng, sự cố sản phẩm) miễn phí.

し  
み  
ん  
せ  
い  
か  
つ  
か  
せ  
い  
か  
つ  
か  
ん  
き  
ょう  
が  
り  
し  
ょう  
ひ  
しゃ  
市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188